

合唱等を行う際の感染防止対策ガイドライン（利用者用）

（施設名：大垣市情報工房）

令和3年5月

1 趣 旨

合唱等を行う際の感染防止対策ガイドライン（以下「本ガイドライン」という）については、次の活動における感染対策について定めるものであり、施設利用者は、練習・リハーサル・本番・撤収時などにおいて、本ガイドラインに基づき感染拡大防止に努めるものとする。

本ガイドラインは、今後の科学的根拠の蓄積や、流行状況の変化、業界別ガイドラインの更新などにより、随時更新するものとする。

本ガイドラインの利用を想定する活動の例

(1) 声を出すことにより飛沫するもの

- ・ 合唱 ・ 演劇 ・ ミュージカル ・ 詩吟
- ・ 吟舞 ・ ゴスペル ・ 民謡 ・ 謡曲 ・ 懐メロ

(2) 楽器に口をつけて音を出すために飛沫するもの

- ・ 吹奏楽 ・ ハーモニカ ・ 尺八 ・ オカリナ

2 国・県・市の考え方

歌唱や演奏、演劇等のステージイベントは、密閉空間で大声をあげたり、多くの観客が集まって密集する恐れがあるため、徹底した感染防止対策が求められる。

3 参加者の同意

新型コロナウイルスでは、基礎疾患のある方や、高齢者が感染した場合に重症化する例が多数報告されている。また、合唱活動においてクラスターが発生していることから、多方面より様々な意見があるため、各団体において、団員の意思確認や感染対策の協力についての確認を行った上での利用をお願いするもの。

4 感染対策

(1) 実施体制

- ① 利用団体は、代表者を「利用責任者」とし選任する。
- ② 利用責任者は、別紙「新型コロナウイルス感染防止チェックシート」に基づき、感染症防止対策が行われているか、確認を行う。
- ③ 利用責任者は、チェックシートを施設に提出するとともに、出演者・来場者の氏名を可能な限り把握する。
- ④ 利用責任者は、個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を行い、利用後4週間経過後に、利用者の責任において廃棄処理をする。

- ⑤ 利用責任者は、地域における感染状況等を考慮して活動の可否を判断する。
- ⑥ 利用責任者は、出演者が「帰国者・接触者外来」を受診する場合、関係者に報告する。(※5の(2)参照)
- ⑦ 利用団体は、演目に関係する各団体のガイドラインを確認し、遵守する。
- ⑧ 利用団体は、楽屋・舞台袖などでの3密回避に努める。
- ⑨ 利用団体は、出演者及び関係者に感染者が発生した場合、濃厚接触者全員の陰性が確認されるまでは、関係する事業の一部または全部を自粛する。
- ⑩ 利用団体は、感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

(2) 密集対策

- ① 出演者同士の間隔を確保する。〔※前後左右2m間隔（岐阜県基準）〕
- ② 施設が設定する利用制限を遵守できるよう、整理券の配布枚数等を検討する。
- ③ チラシや放送などで、トイレ、ロビーなどで密集しないよう周知する。
- ④ 入退場の十分な時間を確保し、密集しないよう誘導・アナウンスを行う。

(3) 密閉対策

- ① トイレなどでの混雑を避けるため、十分な休憩時間を確保する。
- ② 公演時間をできるだけ短くする。

(4) 密接対策

- ① 出演者のマスク着用（楽器演奏時以外は、原則着用）
- ② 来場者のマスク着用（励行徹底）
- ③ 楽譜やマイク、備品等の使い回しを禁止し、適宜消毒を実施する。
- ④ 管楽器は個人管理を徹底し、他人が触れないようにする。
- ⑤ 観客が声をあげたり、接触するような演出の禁止。
- ⑥ ステージ出演者への声援や歌唱の禁止。
- ⑦ ステージ出演者の入待ち、出待ちの禁止。
- ⑧ 楽屋での面会等の禁止。
- ⑨ 人と人が対面する場合は、アクリル板、透明ビニールカーテン等、パーテーションで遮蔽する。
- ⑩ 活動後は、おしゃべりなどで残らず、速やかに解散する。

(5) 衛生対策

① 入口等での手指消毒など

- ・入口及び施設内に、手指消毒設備を設置（※原則、利用者にて用意）
- ・出演者及び来場者の手指消毒の徹底（放送などで周知）
- ・トイレ等での共用のタオル、ハンドドライヤーの使用禁止

② 徹底した清掃・消毒（※利用団体・施設双方で実施）

十分な清掃を行うとともに、多数の人が頻繁に触れる場所については特に清掃、消毒を徹底（消毒用アルコール製剤、次亜塩素酸ナトリウムも有効）

※消毒の重点対象：多数の人が触れる箇所

机、イス、ドアノブ、電気のスイッチ、ロッカー、貸し出し用備品、キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口 など

③ 楽屋等での飲食は対面を避けるとともに、2メートル以上の間隔を空け、飲食物の共有はしない。

④ 来場時の検温を実施する。（※測定機器は原則、利用者にて用意）

⑤ 来場者に、体調不良時の来場を自粛していただくこと、途中で体調が悪くなった場合はすぐに主催者係員に申し出ること等を徹底して周知する。

⑥ チケット受け渡しやプログラム配布などについては、手渡し以外の方法で行う。

⑦ 出演者への花束や贈り物を持参されないよう周知し、持参された場合も、原則、受け取らない。

⑧ 次の場合には、来場、出演及び活動はできないものとする。

- ・発熱があり検温の結果、37.5℃以上の発熱がある場合
- ・咳、咽頭痛などの症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- ・過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・その他、感染拡大の危険があると認められる場合

⑨ 県外から来場が見込まれる場合、対象地域の感染状況に応じた対応をする。

5 感染疑い発生時の対応

感染の疑いがある者が発生した場合には、対象者の隔離を行い、速やかに保健所に連絡し対応を相談する。また、利用者が「帰国者・接触者外来」を受診することになった場合は、大垣市情報工房指定管理者に報告する。

(1) 感染の疑いがある者が発生した際の連絡先

① 岐阜県西濃保健所（帰国者・接触者相談センター）

住所：大垣市江崎町422-3

電話番号：0584-73-1111 内線273

相談受付時間：毎日（24時間）（平日9時から17時以外は電話呼出対応）

② 新型コロナウイルス感染症一般相談窓口（県民総合相談窓口）

電話番号：058-272-8198

相談受付時間：8時30分から17時15分（4/11より当面の間、土日祝日も対応）

(2) 利用者が「帰国者・接触者外来」を受診する際の対応と連絡先

①	利用者は、次の場合に該当する際は、利用責任者に報告する。 1) 「帰国者・接触者外来」を受診することになった時点 2) 受診後、結果が判明した時点
②	利用責任者は、利用施設（大垣市情報工房指定管理者）に報告する。
③	大垣市情報工房指定管理者は、大垣市に報告する。
④	結果が陽性の場合、濃厚接触者全員の陰性が確認されるまで、濃厚接触者が在席する利用団体の活動は自粛する。

・ 大垣市情報工房指定管理者

電話番号：0584-75-7000（受付時間：8時30分から21時30分）

・ 大垣市企画部情報企画課

電話番号：0584-81-4111 内線2786（開庁時間外は宿直対応）

6 施設の利用制限の状況

適宜見直しを行うため、予約時に施設に確認する。

7 参考ガイドライン

- ・ 岐阜県：「新型コロナウイルス感染防止対策基本指針」（R2.5.15策定）
- ・ 大垣市文化事業団：「文化会館・学習館、市民会館の新型コロナウイルス感染防止対策マニュアル」（R2.6策定）
- ・ 全国公立文化施設協会：「劇場、音楽堂における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（R2.5.25策定）
- ・ 一般社団法人全日本合唱連盟：合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン（R2.6.29策定）
- ・ クラシック音楽公演運営推進協議会：クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（R2.6.11策定）

新型コロナウイルス感染防止チェックシート

【記入日】 令和 年 月 日（ ）

【利用日】 令和 年 月 日（ ）

【利用施設】 スイंकホール・セミナー室・多目的研修室・研修室・会議室1・会議室2
・会議室3・会議室4

【利用申請者】 _____

【利用責任者】 _____

【連絡先】 _____

No.	対応項目	チェック
1	大垣市情報工房が実施する感染防止対策の取り組みの順守	☐
2	保健所等の調査に迅速に協力し、濃厚接触者は自宅待機等の要請に応じるべきことを利用者等へ周知	☐
3	施設利用者の一覧表を保管（利用日以後4週間）	☐
4	利用者同士の間隔の確保（できるだけ2m以上等）	☐
5	利用制限・使用制限の順守	☐
6	密閉対策の実施（利用前後の会場入口の扉開放・空調設備の稼働）	☐
7	飛沫対策の実施（マスク着用等）	☐
8	手指消毒及び共有物の消毒実施（入口等での手指消毒、利用後の共有物の消毒）	☐
9	廃棄物対策の実施（使用したマスク等廃棄物の持ち帰り処理）	☐
10	利用者の体調把握（当日の体温、体調不良時は利用の取りやめ等）	☐
11	ステージ上では出演者（歌唱者、演奏者等）同士の間隔を2メートル以上確保する（演出上必要な場合の一時的な接近を除く）	☐
12	大声または大人数での合唱行為は必要最小限とし、少人数ごとに分けて実施する	☐
13	円陣になる等、お互いに対面した歌唱は実施しない	☐
14	出演者と観客が接触する演出、声援を喚起する演出は禁止する	☐
15	マイクや楽譜、備品の使いまわしは禁止し、適宜消毒を実施する	☐
16	入場時の受付やチケットもぎりを行う際、手袋着用や接触機会を低減する対策を取る	☐
17	出演者への声援や歌唱は禁止である旨、来場者へ周知し徹底する	☐
18	出演者に対する入り待ち、出待ち、贈り物は禁止である旨、来場者へ周知し徹底する	☐
19	管楽器は個人管理を徹底する	☐

※ 施設利用前に本チェックシートを必ず施設に提出してください。

※ 施設で感染者が発生した場合、保健所等へ利用者の情報を提出することがあります。

施設利用者一覧表（例）

【記入日】 令和 年 月 日（ ）

【利用日】 令和 年 月 日（ ）

【利用施設】 スイंकホール・セミナー室・多目的研修室・研修室・会議室1・会議室2
・会議室3・会議室4

【利用申請者】 _____

【利用責任者】 _____

【連絡先】 _____

No.	氏 名	連絡先	当日の体調	マスク着用
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※ 利用責任者は施設利用者の連絡先を把握しておいてください。

※ 会員名簿等を代用とすることも可ですが、出欠席がわかるようにしてください。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患（持病）をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で御相談ください。

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。（これらに該当しない場合の相談も可能です。）

☆ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

☆ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- 相談は、帰国者・接触者相談センター（地域により名称が異なることがあります。）の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

（妊婦の方へ）

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

（お子様をお持ちの方へ）

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

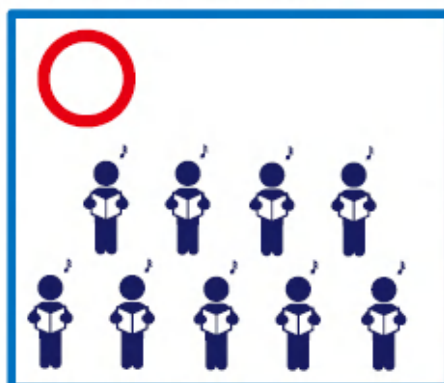
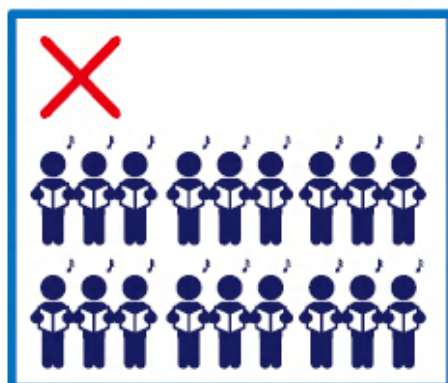
3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

合唱活動時の新型コロナウイルス感染防止対策

利用施設

- ① 概ね収容定員の50%以下の人数を目安に。
収容定員20名の場合 … 10名までの利用が望ましい



- ② 窓の開放が可能であること。もしくは、
機械換気により必要換気量が確保できること。



- ③ 感染予防対策が徹底されていること。

